

宇治市要保護児童対策地域協議会（要対協）について

1. 宇治市要対協とは

要保護児童等の早期発見やその適切な保護を図るため、関係機関が情報や支援についての方針を共有し、適切な連携のもとで対応していくことを目的として、児童福祉法に基づき、宇治市が設置した組織です。

【要対協の主な担任事項】

- ・児童虐待の未然防止と早期発見のための連携について
- ・児童虐待の未然防止と早期発見のための啓発について

【要対協の構成】

児童福祉法等の改正、及び近年の児童虐待防止対策における母子保健分野の重要性等をふまえ、市健康長寿部を加えた27の関係機関・団体に協議会及び代表者会議委員を構成します。

2. 宇治市要対協で開催している会議

区分	構成	主な役割
①代表者会議 【27年度2回開催】	(要項第6条) 関係機関・団体の 代表者	① 要保護児童等とその支援をめぐる状況等について ② 児童虐待の早期発見のための連携について ③ 児童虐待の未然防止のための啓発について
②調整会議 (実務担当者会議) 【27年度6回開催】	(要項第7条) 関係機関・団体の 実務担当者等	① 要保護児童等に関する具体的な情報交換と支援内容の 検討について ② 関係行政機関の連携について ③ 児童虐待案件の具体的な情報交換
③個別ケース会議 【随時開催】	(要項第8条) 要保護児童等に直 接関わりのある関 係機関・団体	① 個別の要保護児童等の状況把握と問題点の確認 ② 個別の支援と経過報告及びその評価と情報の共有 ③ 個別の援助方針の確立及び役割分担の決定や担当者間 の共通認識の確保について ④ 個別の要保護児童等に係る援助方針と支援計画の検討